

料金その他の計算における端数処理等の規定の見直し内容について

当社は、下記のとおり、料金その他の計算における端数処理や使用電力量の算定等に関する電気需給約款〔特別高圧〕および電気需給約款〔高圧〕の規定の見直しを実施いたします。この見直しの効力発生日は、2024年4月1日といたします。なお、本見直しによるお客さまへの影響はございません。

記

1. 見直しの理由

当社は、電気料金の請求や契約情報の管理に使用するシステムについて、新しいシステムへ移行することを前提として、2016年4月に電気需給約款の見直しを行っていましたが、当面の間、現行のシステムの利用が継続することから、これを踏まえた規定へと再度見直します。

2. 見直しの内容

単位および端数処理
■見直し前 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
■見直し後 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
契約電力500キロワット未満の臨時電力における力率割引および割増し
■見直し前 契約電力500キロワット未満の場合における力率割引および割増しについては、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率といたします。
■見直し後 契約電力500キロワット未満の場合における力率割引および割増しについては、お客さまと当社との協議によって定めます。

使用電力量等の算定
<p>■見直し前 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの継続供給電力量といたします。</p> <p>■見直し後 使用電力量は、電力量計の読みといたします。</p>
日割計算
<p>■見直し前 電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</p> <p>■見直し後 料金の算定期間の使用電力量または料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた比率によりあん分してえた値により算定いたします。</p>
料金の支払義務
<p>■見直し前 料金の支払義務は、一般送配電事業者等から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の算定が可能となった日に発生いたします。</p> <p>■見直し後 料金の支払義務は、検針日に発生いたします。</p>

なお、上記の「見直し後」の記載事項につきましては、いずれも、ご契約を締結（変更・更新を含みます）する時に、重要事項としてこれまでもご説明しております。

以 上